

2. 安全の欲求（安定して安全な状態を得ようとする欲求）
3. 所属と愛の欲求（集団に属したい、誰かに愛されたい、豊かな人間関係を求める欲求）
4. 承認の欲求（自分が集団から価値ある存在と認められ、尊敬されることを求める欲求）
5. 自己実現の欲求（自分の能力や可能性を最大限に発揮し、実現させて生きたい欲求）

の5段階に分類しました。

人間は満たされない欲求があると、それを充実しようと行動し、より高次の欲求へと段階的に移行する「成長欲求」があるとしています。

人は、成長を求めて生きている。

「どうなりたいのか」「何のために生きているのか」

それを実現するために何をするのか。

それを決めるのは、その人の人生観であり、価値観です。

企業もまったく同じだと思いませんか。

利益を追求し、社員の幸福を願い、会社に貢献したい、会社を成長させたい。

経営者の強い思いが信念となり、企業の価値観になります。

企業の価値観を言葉にしたのが、「経営理念」です。

大手企業は必ず経営理念があります。大きくなったから、経営理念を作るのではなく、経営理念があったから大きくなったのです。

売上高をベクトルとすると、売上高の多い企業ほど経営理念がある比率が高く、売上高が少なくなればなるほど経営理念がある比率が低いのです。

つまり、経営理念と売上高（業績）は、正比例すると言えます。

企業経営というのは、人に動いてもらって初めて成り立ちます。

社員は何を判断基準として仕事に取り組むか、

社員は何のためにこの会社で働いているのか、

この会社にいるとどうなるのか、どこを目指しているのか、

その根源にあるのが経営理念であり、すべての判断基準が経営理念に即しているのが、ビジョン経営なのです。

「経営理念の作り方を教えて」と聞かれます。

経営理念は実はもうあるのです。

経営者の心の中に、経営者の思いの中にあるのです。だから、会社として存在しているのではないのでしょうか。

それが「言葉」になっていないのです。

創業時を思い出して下さい。こんな会社になりたい、皆に喜んでもらえる会社になりたい、沢山お客様に来てもらいたい、熱い思いがあったはずです。

自分が生まれてから、どんなことを縁があり、どんなことを好み、何を大事にしてきたか、自分がどんなことに感動し、どうあり続けたいのか。

経営者の価値観が経営理念なのです。

最初は、大義名分で構いません。

毎日、社員に伝え続け、

毎日、自らが行動していくことによって、本物に変わっていくのです。

もう一度言います！

会社は決して金儲けのためにだけにあるのではないのです。

継続して利益を出して続けるためには、価値観が必要です。

その価値観を言葉に示したのが「経営理念」なのです。

そして、「経営理念」を作るのは経営者である、あなたしかいないのです。

最初は、大義名分で構いません。

毎日、社員に伝え続け、自らが行動していくことによって、本物に変わっていきます。

本物になると、社員もお客様も共感し、社会が認めてくれます。

経営者があなたでなくても受け継がれるような「経営理念」になり、

生きる力になるような「経営理念」だといいですね！

須黒税務会計事務所の経営理念

「仕事を通じて自分を磨き、お客様に幸せを提供し続けること」



2. 【会計税務】医療費控除の対象となる漢方薬



医療費控除の対象となる薬品は、一定のルールに基づいて選定されることになっています。今回はその基本的な考え方を国税不服審判所での判断も加味して整理してみたいと思います。

一、医薬品の考え

大前提として、薬事法で規定する医薬品でなければなりません。

従って、健康食品に該当するものは、対象とはなりません。

二、治療薬の考え

医薬品であっても、疾病の治療薬でなければなりません。

強精薬のようなものは特定の疾病に効果が認められるものではありませんので認められません。

裁判事例をみますと、ヨクイニントウは、医薬品に該当し、疾病の治療薬であると判断しましたが、プリズマホルモン錠は、特定の症状にのみ効果がある医薬品、タフネスゴールドは、健康食品であると判断されています。

三、医師の判断

医師の処方によるものは、医療費控除の対象となります。従って、通常医師が指示した漢方薬でない限り、医療費控除の対象にならないとの一般的な見解があります。

しかし、独自に購入したもので、前記一、二の条件を満たすものは、医療費控除の対象となります。

裁決事例でも医薬品の購入にあたって、医師による証明は必ずしも必要とはされていないと判断しています。

四、まとめ

実務では、薬局で購入した対象となる医療費として認められているのが、通例ですが、デリケートな事例も多いので、国税庁のホームページのタックスアンサー等で、個別具体事例について、比較検討することも判断の目安となりますのでご確認ください。



3. 【税務メモ】11月の税務メモ



国税

- 9月決算法人の確定申告（11月30日）
- 22年3月決算法人の中間(予定)申告（11月30日）
- 10月分源泉所得税の納付(11月10日)

地方税

- 9月決算法人の確定申告（11月30日）
- 22年3月決算法人の中間(予定)申告（11月30日）
- 10月分個人住民税特別徴収分の納付（11月10日）
- 個人事業税の第2期分納付

※このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万ー送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

※このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社
リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アビタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : suguro-kaikei@sweet.ocn.ne.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////